

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における 入札の実施に関する指針（入札実施指針）の改正の必要性について

平成29年9月6日
資源エネルギー庁

1. 背景（「事後的な過積載」への対応）

- パワコンの定格出力よりも高い合計出力の太陽光パネルを設置することを「過積載」という。
- 従来、FIT認定の取得後に、過積載によって太陽光パネルを増設した場合、届出のみで事業計画を変更でき、調達価格を維持したまま発電量を増加させることが可能となっていた。
- 認定時の調達価格を維持したまま、事後的に価格が下がったパネルを増設し、想定コストより安価に設備を設置することが可能となるため、国民負担との関係で問題となる。
- こうした課題に対応し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るため、10kW以上2,000kW未満の太陽光発電設備について、「太陽電池の合計出力」を
 - 3%以上若しくは3kW以上増加させる場合、又は
 - 20%以上減少させる場合（予め過大な計画を作成・提出した上で、事後的に減少させて調整する行動に対応）に、当該発電設備全体の調達価格を最新の価格に変更することを内容とするFIT法施行規則・告示の改正が、平成29年8月31日付けで公布・施行されたところ。

2. 落札案件に係る対応（入札実施指針の改正）の必要性

- 2,000kW以上の太陽光発電設備を対象とするFIT入札制度においても、上記と整合的な制度設計とする必要がある。
- このため、落札案件について、「太陽電池の合計出力」を
 - 3kW以上増加させた場合、又は
 - 20%以上減少させた場合を落札者決定の取消事由及び第2次保証金の没収事由（※）とし、再度入札に参加して調達価格を改めて決定した上で事業を行うことを求めるべきではないか。

※第2次保証金については、運転開始後、事業者に戻納された場合には没収されない

3. 今後のスケジュール

- 第1回入札へ参加するための事業計画の提出締切が平成29年9月15日とされていることから、当該期日に間に合うよう、速やかに公布・施行することが必要。